

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年10月追加質問等に対する回答書内容を記載済み）

	質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）	
施設の構造に関すること（A）	①	3m以下の地下に強硬な岩盤層が存在するとありますが、どの調査DATAがそれを示しているのか、もう少し詳細に説明をお願いします。	まず、資料1の10頁の図面が本件事業にかかるボーリング調査ポイントを示す資料となり、また、No. 2～No. 6の5地点がボーリング調査地点となります。そして、資料1の13頁「No3」の柱状図が、本件事業用地の底となるポイントであり、そこに弊社の見解を記載させていただいております。 今回のボーリング調査結果からわかるデータとしては、一番左端の「標尺（m）」の10m部分にラインが記載されていることから、調査範囲は地表から10m部分の調査を行ったことがわかります。その標尺を基準で見ると、「深度」2.70mで「土質区分」が「崖錐」から「砂岩」に代わり、そこから10mまでの「土質区分」は「砂岩」であるということを示しています。	砂岩は強固な岩盤であり浸透水から地下水への影響は一切ないとの見解について蜜に詰まった層であると言えるが、破断層などもあるので水を通さないとは言い切れない。 事業者が設置した集水柵にすべての浸透水が集水されると回答に疑義がある。 浸透した水が伏流水・地下水となり、どこで地上に上がってくるかわからない。影響がどこで出るかわからない。	なし	砂岩であることから地下水が存在しないこと、接触水が地下水へ一切浸透しないことは断定できない。また、水処理施設を有効に活用するためには接触水を全量集める仕組みが必要であるため、管理型処分場要件に準じて埋立地全体に遮水シート等の水を地下に通さない措置を施すことを要望する。
A	②	地盤工学上、砂岩より下の層にそれよりも新しい地層が存在することはないとあります。地盤工学に疎いため、そのエビデンス（例えば参考文献）の追加をお願いします（強固な地層が存在する理由の説明をお願いします）。	地層には「地層累重の法則」という法則があり、「地層は、堆積したままの状態であれば、下にあるものほど古く、上にあるものほど新しい地層である。」ことから、本件事業地の調査地の地層層序として、ボーリング調査で確認された砂岩（地層）の下部には、さらに古い地層である「領家変成岩類」が潜在していることが想定されます。 国土地理院の地層資料（資料K-1、K-2）をもとにご説明しますと、調査地のボーリング調査で得られた地層は砂岩の上部に当たる地層（資料K-1の赤丸「S14」）です。その下部には砂岩層の中部・下部があり、更にその下層には「花崗岩類」が存在すると考えられます。「花崗岩層」は、ボーリング調査の試験体が貫入不能な硬岩であり、そこより更に下部に「領家変成岩類」（資料K-1の黒丸「M2、M3」）という基盤が潜在すると考えられます。 よって、砂岩層より下部には地下水が存在しないとの考えに至ります。	地下水を利用してる施設等はないとの記載について、地元に対して確認を行っていないし、将来の利用についても不明である。 地下水の流れを知るためには広範囲の調査が必要であり、地下水調査が足りていないと言える。地下水に影響がないとは言い切れない。	なし	
A	③	処分場内の浸透水集水管の設置（配置）は、どのようにされるのですか。また、地質から鑑み、場外への浸透水流出を防止するために、底部や側部の遮水対策は必要であると思われる。	埋立地内の地層「崖錐（柔らかい地層）」は、造成工事時に掘り起こし、「砂岩」直上に集水配管を設置します（「崖錐」は、地盤改良して流用します）。これにより、埋立地内の排水を集水できると想定しています。 予防策として、集水配管のすぐ下に遮水シートを張ることを検討しますが、具体的には許可権者である三重県と協議し、その設置及び範囲等を決定します。 事業地内の形状及び浸透水の流れ（予測）からすると当該遮水シートですべての排水を集水できると見込んでいます。	遮水シートについて、県と協議すると記載があるが、安定型では必要な施設ではないので法律上どう判断されるかわからない。協議とか関係なしに張るという計画を出して欲しい。 造成工事で掘削する10mまでのボーリング調査結果に意味があるのか疑問である。 地下に浸透しないことに疑義がある。 もともと安定型なんで安定型物質を100%処分すれば水は問題ない。 計画している水処理は簡単なものではない。施設の性能を出すためには集水をしっかりとする必要があるので遮水シートは当然必要と考えられる。また、遮水シートは処理場全体を覆うものでなければ意味がない。 遮水シートは劣化するだろうが、一般的な方法である。屋根で覆うのも可能だろうか。	なし	

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年10月追加質問等に対する回答書内容を記載済み）

	質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）
A	① ② ③	①～③要望事項	(要望回答) 本件事業計画において全面的に遮水シートを張る予定はございません。		
A	新規①	計画されている最終処分場は急峻な谷間に安定型産業廃棄物を埋め立てて行くとの事であるが、異常気象による大雨が降った場合、土砂災害の発生及び巻き込まれ災害については大丈夫ですか。上流の谷において、過去に大雨による地滑りが発生した事実があります。また、盛土安定計算に含水率の上昇は考慮していますか。	処分場の安定性の確認は、廃掃法、森林法及び盛土法を所管する行政庁（いずれも三重県）にて法令で定める技術基準等を採用し確認、対応する予定です。本ご質問と本審議会の審議の対象との関連性、その範囲、その根拠をお示してください。 なお、盛土の安定計算では満水時を想定して検討を行っています。		
A	新規②	急峻な斜面地形に遮水シートを貼った場合、その階層を境として埋め立てた安定型産業廃棄物がより滑りやすくなり、地震や大雨により土砂災害が発生し易くなるのではないですか。接地面における摩擦係数等の考慮はされていますか。楔形盛土の安定計算はありますか。階段切の場合のステップ幅や高さはどのように判断し設計しますか。	本件事業計画において全面的に遮水シートを張る予定はございません。		
A	新規③	安定型産業廃棄物を埋めた上に覆土を積層する方法を繰り返すとあるが、どの地域の土砂を用いますか。廃棄物の内部摩擦角は40度に近い数値としていますが、外来覆土の内部摩擦角は何度ですか。合成内部摩擦角は何度と想定していますか。	覆土は、現地の土を利用する予定です。本ご質問と本審議会における審議の対象との関連性、その範囲、その根拠をお示してください。 なお、現地の土は礫混じり砂ですので内部摩擦角30度にて検討しています。廃棄物は廃棄物の性質により異なりますが、主として埋め立てる廃棄物は安定型産業廃棄物5品目であることから内部摩擦角は40度～49度程度であると想定しています。		
A	新規④	砂岩層以下には地下水が存在しないとありますが、短期はもちろん長期にわたる浸透能調査や地下水検層調査が必要です。確証・確認のため地下水調査を行わないのですか。埋立事業完了後の現場保全確認は何年ほどを予定していますか。	本件事業計画における水質検査の義務は廃掃法に定められており、本審議会に提出させていただいた本件事業計画書8頁に記載していますのでご確認ください。地下水の調査もボーリング調査にて実施しています。埋立事業完了後の水質検査は、概ね2年から5年程度であると予測しています。ただし、廃掃法に定める施設の廃止基準を満たさない場合、この期間以上に管理することも想定しています。		

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年10月追加質問等に対する回答書内容を記載済み）

	質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）
施設の運用方法に関すること（B）	④ 京阪グリーン開発様を使用している記録の様式を開示して頂けないでしょうか。	現在、京阪グリーン開発様(株)が使用している記録書類の様式を添付します。	現場で良い悪いが判るチェックリストがあれば良いと思っていたので記録的には問題ないとする。 このような様式を使用している業者を知らない。また、マニフェストの確認だけであった。 し点チェックやっているところはある。	なし	様式の運用方法には言及しない
B	⑤ 水質の悪化が認められた場合、速やかに操業（埋立処理）を停止して頂けるのでしょうか。 状況によっては、埋め立てた廃棄物の掘り起こしもして頂けるのでしょうか。	当然、廃棄物の搬入及び埋立作業は停止します。 万が一の水質悪化の原因は、不適切な廃棄物の処分が原因であることが想定できますので、直ちに原因物を特定し、これを除去し（掘り起こし）、確実・完全に撤去することが、環境保全対策として当然必要、かつ最優先事項であると考えます。	万が一の水質悪化が見られたとは、継続的にモニタリングするのか。頻度等の具体的記載もないので不明な点が多い。目視や臭気での確認ができない物があるので疑問である。 万が一とはどの地点を調査したものなのか。処分場のすぐ下なのか、服部川下流域なのか。地下水の部分に関連して地下水の湧きあがりも考慮しないといけない。 掘り起こしたものを、その後どこへ持って行くのか。必要な処置とは具体的には不明である。 業者の考える水質悪化とはどの範囲でどの水質が不明瞭である。 5年以上たって、変な水がでてきたら水道で対応するのか。（水源の水質確認は定期的に行っているため異常は発見できるが因果関係の立証は難しいと考えられる。原因がはっきりした場合は改善を求めることはできる。）	⑤-1、掘り起こした土・廃棄物をその後どう処理しますか。 ⑤-2、水質悪化とは、どの地点のことでどのような状態になることを想定してしますか。具体的な数値はどうですか。 ⑤-3、産業廃棄物最終処分場閉鎖のあと5年、10年後に処分場に起因する水質悪化が発覚した場合どう対応しますか。	未検討（追加質問の回答を考慮して検討する。）
B	⑤ ⑤-1、掘り起こした土・廃棄物をその後どう処理しますか。	水質が悪化する原因は、安定型産業廃棄物ではないものが埋め立てられていることが原因と考えられますので、これを除去し、搬入した業者に引き取りに来させて持ち帰らせるか、業者が引き取りに来ない場合は、管理型産業廃棄物として適法に処分します。安定型産業廃棄物以外の廃棄物を持ち込んだ業者とは産廃処分委託契約を解除します。			

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年10月追加質問等に対する回答書内容を記載済み）

	質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）
B	⑤	⑤-2、水質悪化とは、どの地点のことでどのような状態になることを想定してしますか。具体的な数値はどうですか。	本件事業計画に関し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」といいます。）及び関連法令で定める水質基準値は、本審議会様に提出させていただいた事業計画書8頁記載のとおりです。このうち、水色マーカーで示した項目は年1回の検査項目ですが、これらの項目はたとえわずかでも超えた場合は水質が悪化していると判断して、直ちに本件事業を停止して服部川へ排水しない措置を講じるとともに、原因を究明し、水質改善策を講じます。 黄色マーカー部分の水質項目（BOD、COD、SS）は、月1回の検査項目となっていますが、現時点では、同表記載のいずれかの項目の基準値が80%程度を超えた場合、水質が悪化していると判断し、本件事業を停止して服部川へ排水しない措置を講じるとともに、原因を究明し、水質改善策を講じます。		
B	⑤	⑤-3、産業廃棄物最終処分場閉鎖のあと5年、10年後に処分場に起因する水質悪化が発覚した場合どう対応しますか。	本件事業計画は、安定型産業廃棄物最終処分場の運営事業であることから、廃掃法上の閉鎖基準を満たした上で閉鎖した施設において、通常、5年、10年後に処分場に起因する水質悪化は想定できません。 処分場施設閉鎖後においてもなお、弊社において水質を管理しなければならない法令上の根拠が見受けられない以上、上記の回答に留めざるを得ません。ただし、土地所有者として、一定の管理責任を負うものと認識しています。		
B	新規⑤	大量の雨が長く降り続いた場合の産廃処分場における土砂崩れ・廃棄物崩れ対策について説明してください。	大量の大雨が長く降り続くという量と期間の程度の問題はありますが、本件施設は、「準好気性埋立構造」にて計画をされており、施設内に大量の水が滞留しないような設計です。その上で、地盤が崩れないような技術基準を採用し、安定計算を行い、安全性を確認します。 なお、雨量については、三重県森林法に基づき50年確率にて洪水調整池の設計を行っています。大量の雨が長く降り続いた場合を想定したものです。廃棄物は均一型盛土堤の土堰堤が防波堤となり廃棄物が露出しているものではなく、廃棄物が流出することはありません。		
B	新規⑥	最近気象庁のレーダー解析で時間雨量100mmを超える数値が頻りに報道されています。処分埋設中に大雨が降って表土流亡が差し迫ったときはどのような対応策がありますか。未転圧の廃棄物を含む土砂が下流河川に流出したときの対応策はありますか。	ご質問の趣旨は、森林法及び盛土法を所管する行政庁（いずれも三重県）による関係法令の審査対象の内容かと考えます。本件事業計画によって表土流亡を発生させることは考えられませんが、周辺の山林にてこれが発生し、本件事業計画に影響を及ぼした場合、本件事業計画地だけではなく、周辺地域一体も同様な被害が想定されます。仮に、本件事業計画地にあった廃棄物を含んだ土砂が下流河川に流出した場合、周辺から発生した土砂も廃棄物となります。この除去に関しては、行政庁はもとより、国と一体になって対応する事象になると考えますので、この防災体制の構築が必要であると考えます。 埋立地は強固な堰堤を先行して造成し、埋め立てる廃棄物は展開検査後、直ちに覆土で転圧しますので、事業地から廃棄物が流出したり、未転圧の廃棄物が流出することはありません。		
B	新規⑦	搬入覆土の安全性の担保はどのような方法・手法ですか。覆土の有害物質不含有はどうか証明・確認されますか。	本件事業計画実施前に、予め計画地の土の成分を専門機関にて調査、検査した上で実施する予定です。当然、検査結果も公表させていただきます。		

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年10月追加質問等に対する回答書内容を記載済み）

	質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）	
廃棄物の種類に関すること（C）	⑥	埋立対象は、安定型最終処分場で処理できるいわゆる安定5品目全てが事業の対象になるのでしょうか。	現時点における計画はそのとおりです。今後、地元住民様との協議及び行政庁との協議によって、埋立対象の産業廃棄物の種類を減らす可能性はあります。	許可を取る際に、業者は取れる品目の許可を取るが、実際はゴムくずのようにほとんど受け入れがないものもある。安定5品目なので問題がないように思う。 大体どのような割合で入るかデータはあるのだろうか。 水道水源の汚濁の可能性のあるものは入れてほしくない。油の付いたもの、有機物、臭いがあるものは、安定5品目でも入れないでとは要望できると思う。 安定5品目とは水を汚濁しないことが前提なので要望するのはどうか。 地下水の問題が一番である。 埋め立てるものが100%良かったら地下水調べる必要はない。 現実的に許可品目も減らす可能性はあるのか。地元住民とは誰なのか。なぜこんな書き方をしてあるのか疑問である。	⑥-1、受け入れる廃棄物は、どのような割合で受け入れると想定していますか。 ⑥-2、地元住民や行政庁とは、具体的にどの人等を指していますか。	未検討（追加質問の回答を考慮して検討する。）
C	⑥	⑥-1、受け入れる廃棄物は、どのような割合で受け入れると想定していますか。	弊社の関連会社である京阪グリーン開発㈱の実績に照らすと、廃棄物の品目別の受入割合は、以下のとおりです。 「廃プラスチック類」・・・61.8% 「がれき類」・・・19.4% 「ガラス・陶磁器くず」・・・15.6% 「ゴムくず」・・・0.1% 「石綿含有産業廃棄物」・・・3.1% ※本件事業計画における許可品目は「金属くず」が含まれます。 その受入割合は全体の3%程度であると見込んでいます。			
C	⑥	⑥-2、地元住民や行政庁とは、具体的にどの人等を指していますか。	本件事業計画に関する「行政庁」とは、三重県及び伊賀市であると認識しています。 また、本件事業計画における「地元住民」とは、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」で定めている、イ：本件事業計画地の敷地境界から概ね20m以内の土地所有者及び現に土地権利を有する者、ロ：本件事業計画地の敷地境界から概ね1km以内に居住する者及び事務所、店舗等の代表者又は責任者、ハ：その生活環境の保全上利害関係を有する者として規則で定める者を参考に、「阿波地域住民自治協議会」、「布引地域住民自治協議会」及び「山田地域住民自治協議会」を構成する住民の方々を示し説明させていただきます。			
C	⑦	取扱い予定廃棄物としているアスベストを含む廃プラ類、ゴムくず、金属くず、ガラスくずとは、どのような物が想定されますか。	本件事業において搬入を予定している石綿含有廃棄物を、主な建築資材等を用いてご説明すると、以下のとおりです。 石綿含有廃プラスチック類・・・ビニル床タイル（Pタイル） 石綿含有ガラスくず・・・グラスウール（断熱材） 石綿含有がれき類・・・スレート、けい酸カルシウム板、石綿セメント円筒等	周囲への飛散対策をしっかりとってほしい。 荷下ろし時や処分時に飛散しないように対策が必要である。 広範囲に飛散はしないので、従業員が一番影響を受ける。また、地元の方も行くかも知れない。 アスベスト30年後に症状がでるので怖い。	⑦-1、予定廃棄物の中にはPFAS等の有毒物質を発生させる恐れのあるフッ素樹脂やフッ素コーティングされたものも含まれる可能性があるのではありませんか。	安全衛生法等法令に基づき従業員等の健康被害防止の観点からアスベストの飛散や防塵対策をすることを要望する。

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年10月追加質問等に対する回答書内容を記載済み）

	質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）	
C	⑦	<p>⑦-1、予定廃棄物の中にはPFAS等の有毒物質を発生させる恐れのあるフッ素樹脂やフッ素コーティングされたものも含まれる可能性があるのではありませんか。</p>	<p>令和4年9月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課作成の「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」によると、PFOS及びPFOA含有廃棄物の種類としては、「汚泥又は廃酸・廃アルカリ」に属し、これらの廃棄物は、安定型産業廃棄物として処理する種類ではないので、原則、PFAS等の有毒物質を発生させる恐れのあるフッ素樹脂やフッ素コーティングされたものも含まれる可能性はないとの認識です。</p> <p>しかしながら、本件事業計画においては活性炭吸着塔を設計に入れた水処理施設を設置することによって、安全・安心感を持っていただくことを念頭にしています。</p> <p>また、一連のPFASの問題については、科学的知見に基づき、専門家による検討を進めているところであり、廃棄物処理施設の設置だけに係る問題ではないという認識もあり、この問題については、各種文献、専門家の意見、関係官庁が公表する資料等を確認していただき、正しい情報を理解していただくことが必要であると考えております。</p>			
C	⑦	<p>⑦要望事項</p>	<p>（要望回答）</p> <p>石綿含有産業廃棄物の最終処分については、環境省が公表している「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版：令和3年3月）（令和4年11月4日一部修正）」に基づき運用します。また、厚生労働省が所管する労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に則して、本件事業を遂行します。</p>			
C	⑧	<p>地元説明会での質疑応答で、「契約する前に、中間処理場という排出事業所の工場に行き、きちんと選別できているかを確認し、選別できているものと契約する。」と回答されていますが、契約予定事業者は中間処理事業者だけですか。また、中間処理でリサイクルできない廃棄物とはどのようなものが想定されますか。</p>	<p>中間処理場以外には建設現場（解体予定現場）にて事前確認を行ったり、廃棄物のサンプル等の事前確認を行い、搬入（受入）可能かを判断する場合があります。</p> <p>また、現状における廃棄物のほとんどはリサイクルや減量化されていますが、どうしてもリサイクルできない廃棄物があり、例えば、塩素系の廃プラは焼却炉の劣化に影響があるため、リサイクルできない安定型産業廃棄物として埋立処分が行われています。</p> <p>あとは安定型産業廃棄物とおしの混合廃棄物などはリサイクルされず、埋立処分で処理されています。</p>	<p>行われているという一般的な事しか書かれていないので、この事業者はどのようなのか分からない。</p> <p>塩素系の廃プラは酸性雨等で変質しないのか。</p> <p>塩素系の廃プラは塩ビパイプ等を指すと考えると問題は無いと思われる。</p> <p>焼却はダイオキシン類が発生するので問題がある。</p>	なし	なし
C	⑨	<p>京阪グリーン開発様が使用している、展開検査のマニュアルを開示して頂けないでしょうか。</p>	<p>現在、京阪グリーン開発様が運用しているマニュアル（資料A）を開示させていただきます。</p>	<p>底にあるものは確認できないので、どこまで広げて確認するかが重要である。50cmは厚い。地元では20cmと説明があったが不一致である。</p> <p>展開検査が一番重要なので、展開時の写真は残せないか。また、安全を担保するため地元の方の立ち入りや従業員としての雇用なんかも考えて地元と一体となってもらいたい。</p> <p>説明では、目視確認を徹底するので、有害物質を含むものが排出されることは無いと断定しているが目視で分からないものがある。</p> <p>展開検査をしっかりとしていたら、計画されているトラックの台数の受け入れは難しいのではないかと。</p>	<p>⑨-1、すべての展開検査の状況を写真で保存することは可能ですか。</p> <p>⑨-2、「資料A」の展開検査マニュアルの1.展開検査手順（4）に記載される但し書きの内容について、実際のどの程度処理されていますか。</p>	<p>地区説明のとおり展開検査の広げる厚さについて、20cmとすることを要望する。</p>

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年10月追加質問等に対する回答書内容を記載済み）

	質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）
C	⑨	⑨-1、すべての展開検査の状況を写真で保存することは可能ですか。 展開検査時における作業員を含めた撮影は、個人の承諾を得た上で撮影すること自体は可能かもしれませんが、個人のプライバシーの観点からすべての写真データを無制限に公開することは不可能であると考えます。 また、展開検査時における廃棄物の写真を撮影した場合、そのデータに映る廃棄物が安定型産業廃棄物であるか否かを判別するにあたっては、その実効性や効果がどこまであるかは疑問です（安定型産業廃棄物以外のものが映り込んだ場合、除去しなければなりませんので。） すべての廃棄物の写真を撮影する労力と手間をかけるのであれば、それと同等の労力で展開検査を実施したほうがより効果的であると考えます。ただし、全量でなかったとしても、一定のルールを策定した上で、記録上、搬入された廃棄物の写真を撮影することは必要であると考えます。			
C	⑨	⑨-2、「資料A」の展開検査マニュアルの1.展開検査手順（4）に記載される但し書きの内容について、実際どの程度処理されていますか。 展開検査時における写真撮影の記録は、許可品目以外が混入しているおそれがある場合に実施するものであり、明らかに許可品目以外が混入されていないと判断されれば、写真撮影は実施していません。即ち、実務上、展開検査時の写真撮影はしていません。ただし、搬入車両到着時におけるマニュアル確認と搬入物確認の際には全車両、車上からの写真撮影は実施しています。			
C	⑨	⑨要望事項 （要望回答） 大津市の処分場では、展開検査で広げる廃棄物の厚さを概ね50cmにして対応しており、当該方法で何ら問題が生じておりません。展開検査における廃棄物の厚さを20cmにすることを約束することだけが許可品目外の搬入を防止することにはつながりません。			
展開検査に関すること（ロ）	⑩	（展開検査時における）異臭の有無等を検査とありますが、実際に、どのような方法で確認するのでしょうか。 展開検査に携わる従業員全員で、敷き均された廃棄物について、直接、腐臭、シンナー臭及び薬品臭等の臭いがないかどうかの確認を行います。当該確認時に、これらの臭いが感知された時点で、安定型産業廃棄物ではないと判断し、当該搬入物の受入れを拒否し、返車させます。人間の鼻で臭ってもその判別は十分に対応可能です。	信頼関係が一番大事である。 人間が確認すると信頼の問題になるので数値で測定できるならそのほうがよいのでは。 物質別で測定できる検知管という機器があるかどうか。あるとしても人の方が確実なように思う。 機器分析には時間がかかる。その場で判断が必要なため検査は難しいと思う。 展開検査に地元の人を雇ったという例もある。 目視の識別は信じられない。 人の鼻は慣れによる限界がある。 外部の人間を入れないと、信頼性がない。 目視や臭気判定では不足している。 現実的には、目視や臭気判定しかないではないか。不可能ばかり言ってるのはどうか。 法律的には、求めることはできるのか。 求めるのは自由であるが、義務があるかどうかは利益と不利益を解消するための費用等を考慮し決められる。	⑩-1、簡易測定で臭いを検知することは可能ですか。 ⑩-2、可能であれば、どんな種類の臭いを検知できますか。	信頼性確保の観点から展開検査に地区住民が雇用も含めて臨場できる仕組みを構築するよう要望する。

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年10月追加質問等に対する回答書内容を記載済み）

		質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）
				<p>地元の方の雇用を要望するほうが現実的である。 説明会で立入を要望した。 パトロール協定とか結ぶのが有効的である。住民の福祉の増進のために法の規制ではないが環境保全協定などの形で結ぶのは当然のことである。 一般的に、公害防止協定を結び保障基金とかを設ける方法がある。 最先端の技術をもってしても目視と臭気が変わるものはないのか。 臭いは聞いたことがない。低濃度を見ようとすればするほど時間を要するので埋立判断に使う意味がない。 ベストはないが地元の方が臭いをチェックするのがベターと思われる。</p>		
D	⑩	⑩-1、簡易測定で臭いを検知することは可能ですか。	<p>検知管方式では、有臭・無臭、又は臭いの強度を検知することはできません。 検知管は、特定の物質についての濃度を測定する機器です。ただ異常の有無を現場で早急に判別できるという利点があるため使用しています。 本件事業計画は、ガス検知管を使用して、搬入された廃棄物が安定型産業廃棄物であるか否かを判別する事業ではありません。あくまで腐臭、シンナー臭及び薬品臭等がする廃棄物は明らかに安定型産業廃棄物ではないので、これらは埋め立てしないという趣旨でご説明させていただいています。</p>			
D	⑩	⑩-2、可能であれば、どんな種類の臭いを検知できますか。	<p>ご参考までに、ガス検知管のパフレットを提出させていただきます（資料a：出典元、㈱ガステック）。</p>			
D	⑩	⑩要望事項	<p>（要望回答） 本件事業は、一定の専門的な知識を有し、環境保全上、適正な人材に従事していただくことが望ましいと考えており、現時点において、事業者と地域住民の方との雇用契約を確約すること致しかねます。信頼性確保と雇用契約に付帯関連する企業の営業機密の漏洩防止とのバランスを検討することが必要不可欠です。埋立処分に関する廃棄物の確認する仕組みについては地域住民の方に対する過度な負担をおかけしないことを念頭に協議の上、当該仕組みを構築することについては異論ございません。</p>			

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年10月追加質問等に対する回答書内容を記載済み）

	質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）
D	⑪	<p>安定型産業廃棄物とは、以下のとおりです。</p> <p>(1) 廃プラ類・・・合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃塩化ビニル管等</p> <p>(2) ゴムくず・・・天然ゴムくず</p> <p>(3) 金属くず・・・鉄骨鉄筋くず、鉄鋼または非鉄金属の研磨くず、切削くず等</p> <p>(4) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・・・そのもの</p> <p>(5) 工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物・・・そのもの。所謂、がれき類</p> <p>その他許可品目外は、展開検査チェックシート（資料A）に列記されています。</p>	<p>コンクリート層にアスベストとか吹き付けてあっても分からないのではないかと。</p> <p>切削くずは油との混合物になるので安定品目ではない。</p> <p>前回の質問で返事したことがないと回答があったことが一番の気がかりである。あるとの回答の方が検査の信用ができる。</p>	<p>⑪-1、切削くずには油分が含まれているため、安定品目に入るのはおかしいと思うが、どう考えますか。</p> <p>⑪-2、コンクリート等に塗料等が付着しているものはどう考えますか。</p> <p>⑪-3、有害重金属が入っていないことをどのようにチェックしますか。</p> <p>⑪-4、有害物質が含まれているかどうかについて、展開検査の目視確認では見落としが全くないと言い切れないのではありませんか。</p>	<p>未検討（追加質問の回答を考慮して検討する）</p>
D	⑪	<p>工場から排出される切削くずは、概ね金属買取業者が回収し、有価物としてリサイクルされています。</p> <p>工場以外から排出される切削くずに切削油が使用されているとは考えにくいです。</p> <p>いずれにしても、本件事業計画において切削くずを搬入することを予定している業者がどのような中間処理しているか（切削くずに油分が付着するおそれがあるか否かを事前に）確認した上で、契約を締結しますので、ご懸念されているようなことは想定できません。</p>			
D	⑪	<p>塗料の主成分は顔料と溶剤であり、溶剤は揮発（きはつ）してなくなり（溶剤が揮発していないものは受入しません）、顔料が残っている状況下と考えます。顔料は概ね合成樹脂の類で廃プラスチック類に分類されているという認識です。</p>			

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年10月追加質問等に対する回答書内容を記載済み）

	質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）
D	⑪	⑪-3、有害重金属が入っていないことをどのようにチェックしますか。	有害重金属類を取り扱える会社は限定的であり、かつ、それらが含まれる廃棄物は、汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい等であり、処分委託契約締結前に、業者の工場の使用設備及びその状況、廃棄物の選別（分別）状況等について入念に確認、精査し、これらの混入の可能性がある業者とは契約を締結しません。また、仮に、容易に判別できない廃棄物がある場合、搬入前に「成分分析表」の提出をもって確認します。		
D	⑪	⑪-4、有害物質が含まれているかどうかについて、展開検査の目視確認では見落としが全くないと言い切れないのではありませんか。	弊社は、廃掃法を遵守し、同法が定めているように、有害物質が含まれた産業廃棄物（許可品目以外の廃棄物）は埋め立てしません。		
D	⑫	大山田の安定型処分場が、仮に、稼働した場合、展開検査の記録は、住民及び行政の要請に応じて、速やかに開示はして頂けるのでしょうか。	当該記録等は、それぞれの情報に関し、開示ルールを事前に策定した上で、関係当事者に開示させていただく予定です。	事前ではなく設置前に策定する必要がある。 具体的にいつ開示されるか判らない。 開示などは関係当事者と協議したなかで運用させるものである。 水道水源保護審議会とは直接関係無いが普通地元と協議会等を設けて運営していくものだと思う。	なし 施設設置前に関係当事者及び自治体関係者と協議し、開示ルール等を策定することを要望する。
D	⑫	⑫要望事項	（要望回答） 本件事業計画に関する情報及び記録に関し、関係当事者等の間において開示ルール等を策定することについては異論ございません。		
D	新規 ⑧	全量展開検査を実施しNGとなった場合、どのような方法で全量回収するのですか。回収されたNG材の搬出先は調査追跡しますか。搬入業者の再発防止策を準備していますか。搬入業者の契約等に係る民事法上の制裁はどのようなものですか。刑事事件にされますか。	許可品目以外の廃棄物が搬入されていることが展開検査にて判明した場合、建設機械にて全量を掬い取り、搬入トラックに積み直します。そのような廃棄物を持ち込んだ業者に対しては、次回、搬入物の是正が見られない場合、処分委託契約を解除する旨を予告します。是正がなされない場合は、当然に契約解除します。 民事的、刑事的な責任追求は、法律上、契約上の各要件を満たす場合、当然、これを行います。		

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年10月追加質問等に対する回答書内容を記載済み）

	質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）
水処理施設に関すること（E）	⑬ 水処理施設の性能・規模 1日あたり、120m ³ の水が処理できるとありますが、1時間あたり何mmの雨まで対応できるのでしょうか。	本件事業計画における水処理施設の規模及び能力は、1時間あたり何mmの雨まで対応できるかという観点や想定で計算しているものではなく、以下のとおり計算しています。 ※計算方法は前回資料参照 水処理施設の規模及び処理能力は120m ³ /日で、また浸透水溜池の容量は170m ³ ですので、1日で上記105.86m ³ の排水量が生じたとしても、本件事業計画において1日分の排水を処理し、かつ、当該溜池にて貯留する能力が十分に存すると考えます。	計算式について、年間で平均するのは問題がある。せめて1回月平均での計算が必要と考える。 質問に対して回答になっていないと思う。 採石場の場合も、集中豪雨何mmに対応できるか計算するものである。県のほうで何mmで計算するものがあるのではないか。 洪水調整池の容量も気になる。十分であるという計算式が見当たらない。 集中豪雨で土砂崩れがあったりするのが、一番水源に問題がある。	⑬-1、水処理施設の規模及び能力を1時間あたり、24時間あたり、1週間あたり何mmの雨まで対応できるかという観点や想定で計算して、回答してください。 ⑬-2、洪水調整池容量600m ³ が十分である根拠、計算式を示してください。	未検討（追加質問の回答を考慮して検討する）
E	⑬ ⑬-1、水処理施設の規模及び能力を1時間あたり、24時間あたり、1週間あたり何mmの雨まで対応できるかという観点や想定で計算して、回答してください。	ご質問の趣旨と意図が正確に理解しかねます。水処理施設の規模及び能力は従前回答させていただいたとおりです。ただ単純に計算すると1日あたりの処理能力が120m ³ であることから、回答としては以下のとおりとなります。 1時間あたり、120m ³ ÷24時間=5m ³ 24時間あたり、120m ³ 1週間あたり、120m ³ ×7日=840m ³ 埋立地内に降った雨は、底地に設置した浸透水集水配管を通り、水処理施設に流入する設計ですが、その管の大きさは決まっており、その容量を超える雨水が降った場合は事実上、埋立地内に滞留し、徐々に当該配管を通して、水処理施設を経由して排水されます。 また、繰り返しになりますが、埋立地内に降った雨は廃棄物層に浸透し、時間をかけて排水されますし、気象庁が記録した各最大雨量が永遠に続くことはありませんので、これらの地学的、気象学的な観点を無視して検討しても何ら意味がありません。 よって、回答としては、日本で記録された1時間あたりの最大雨量153mmの雨が降ったとしても、施設内から排水される水は、必ず水処理施設で処理された水が排水されます。となります。			
E	⑬ ⑬-2、洪水調整池容量600m ³ が十分である根拠、計算式を示してください	洪水調整池については三重県の「平成30年度版 改訂：宅地等開発事業に関する技術マニュアル」で定める「洪水調整池」の項目に記載されている「計画降雨地区割」に示す数値等を用いて設計しています。流失係数は現況山林で0.7、埋め立て後の裸地が0.9として調整池の容量計算し、結果、本件事業計画地における必要容量は61.86m ³ となり旧大山田村の倍率1.6を掛けると98.97m ³ となりました。ただし、更なる安全を考慮してその約6倍の600m ³ の容量の洪水調整池を設計しています。			

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年10月追加質問等に対する回答書内容を記載済み）

	質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）	
E	⑭	PFAS対策について活性炭処理とありますが、使用する活性炭は、粉末活性炭でしょうか、それとも、粒状活性炭でしょうか。	現時点では、石炭系粒状炭を使用する計画ですが、PFAS除去に関する専門のメーカーと協議し、活性炭と「イオン交換樹脂」を併用することも検討しています。	PFAS対策としていろいろ組み合わせないと除去しきれない。活性炭だけでは取り切れない。 現実的には現状は活性炭しか方法がない。新しい技術などがでてきたら導入することとを要望しましょう。 人の生活に使っている物のどこにでも入ってる。規制だけでは何も無くなる。 日本は、PFOA、PFOS以外の物質の規制の話は無いのか。 日本では毒性がはっきりしないので基準としての話にはなってこない。	なし	PFAS除去に関して、技術的にはまだ発展途上であるため新技術や実用的な技術が開発された場合には都度導入を検討することを要望する。
E	⑭	⑭要望事項	（要望回答） 本件事業計画において、PFAS除去に関し、その安全性、確実性、必要性及び事業採算性の観点から総合的に判断し、地域住民の方に安心していただけるような対策を講じたいと考えていますが、これを利用することについての確約はいたしかねます。			
E	⑮	（活性炭等）交換の頻度は、どの程度、想定されていますか（年1回程度？）。	そもそも、本件事業計画の排水においてPFASが検知されることは想定しておりませんが、万が一のために、PFAS対策を講じる場合は、季節や排水量、必要に応じて実施するPACテスト等によって、適時、活性炭等を交換していくべきであると考えます。したがって、これらの交換頻度を定数化して回答させていただくことは適切ではないと考えます。 また、本件事業計画における水処理施設の設計については、PFAS対策を含めた不純物等を除去するための吸着塔は4塔設置する予定であり、これらを排水量によってフル活用できるように対策を講じる計画となっています。 つまり、PFASを含めた不純物の除去対策及びこれらの交換頻度については、活性炭及びイオン交換樹脂との併用を前提として、各専門家、メーカーの意見及び地元住民様の意見をお聞きしながら、経済合理的、総合的に判断して、十分に安心していただける仕様で、安全に事業計画を実施します。	定期的なモニタリングが必要である。 活性炭は1年程度たつと吸着したものを放出する。吸着させた活性炭の処分も適正にしてもらわないといけない。 PACテストで何をみるのか。CODくらいしか思いつかない。PFASの検査は定期的に行って活性炭の劣化状態を確認して欲しい。 想定していないという意識ではダメだと考える。 水質検査を定期的実施して活性炭の交換時期を判断することは問題ない。	なし	なし

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年10月追加質問等に対する回答書内容を記載済み）

	質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）	
E	⑯	安定型埋立処理施設に浸出水処理施設を設置するということは、非常事態や地域の安全安心を確保するための対応であるものと推定されます。施設は凝集沈殿、砂ろ過、活性炭吸着で構成されていますが、どのような汚染物質を対象とされていますか。また、PHについてはどのように管理されますか。	そもそも安定型産業廃棄物最終処分場では、重金属類等の汚染物質を含む水が発生することは想定しておりませんので、水処理施設の設置段階で、ある特定の汚染物質の除去することを想定しているわけではございません。しかしながら、凝集沈殿、砂ろ過及び活性炭吸着塔という施設の機能からみて、水質が悪化している場合、その悪化の原因となっている物質があれば、これを除去し、かつ、一定の効果があると見込んでいます。廃掃法上、「PH」は、水質管理を実施しなければならない項目ではありません。ただし、水処理施設の放流管理槽に「PH」の測定器を設置し、常時、PHの値の変化を管理することにより、水質の変化をいち早く予測、確認することを目的としています。同様に、放流管理槽に「COD測定器」及び「SS測定器」を設置し、常時、水質の変化を管理します。「BOD」値は、「COD」との相関関係から、その変化を管理します。	CODの測定器付けるならパックテスト不要なのは。重金属類の汚染は想定してないのはどうなのか？鉄とかある。部材として入っていたら確かめよう無い。鉄は自然界にある。有害重金属なので、水銀とか六価クロムとかだけど生活製品には入っていない。強い酸とかでなければ、溶出してこないの、pHを酸性にしないことが基本になる。有害な重金属は含まれていないと考えてよいのか。どうチェックするのか知りたい。（⑰の関係になります。）	なし	なし
水質確認に関すること（F）	⑰	PFASの汚染源は、様々ですので、BL確認（ブランク確認※事前確認）が重要です。工事直前、施設運営開始前、開始後のタイミングで、PFAS分析をされる予定はございますでしょうか。	PFASの事前の水質検査は、工事直前、施設運営開始前、開始後、適切な場所において実施させていただき予定です。PFASについて、0.1ng/Lレベルまで測定する必要があるのではないかと。国の基準は甘いので伊賀市として独自基準を設けてはどうか。基準になる2物質以外の対象物質を増やせないか。事前調査で現状値を把握することは重要である。一般的数値である50ng/Lが良いと思う。農業用水や土壌を調べてほしい。PFASは体に蓄積していくので基準を厳しくしないといけない。健康問題になってからでは遅い。PFASはみなさんの生活からも出てくるので全体的に見ないといけない。既存の事業者にも全部やらせるなら良いが、この事業者だけに、どうのこの言うのはおかしい。行政の公平性の問題がある。50ng/L以下とか、項目を増やすというなら根拠をしっかりとしないと。採取のタイミングで濃度等変わることもあるので明示してもらいたい。自社基準を設けるか確認したい。	⑰-1、PFASに関して、社内独自の基準を設けて管理する予定はありますか。	PFASは令和8年度に施行される水道水質基準に属する分析を実施することや、採取日時、場所の公開を要望する。また、すべての水質検査の結果を公開することを要望する。	
F	⑰	⑰-1、PFASに関して、社内独自の基準を設けて管理する予定はありますか	PFASの水道水質基準は暫定目標値50ng/L（2026年度より水道法上の水質基準項目）となっていますが、環境基準は要監視項目として設定されており、その指針値は50ng/Lであり、社内基準としてもこれを引用する予定です。			
F	⑰	⑰要望事項	（要望回答） 上記⑰-1と同様の回答になります。本件事業計画に関する情報及び記録に関し、関係当事者等の間において開示ルール等を策定することについては異論ございません。			

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年10月追加質問等に対する回答書内容を記載済み）

	質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）	
F	⑱	浸透水を毎営業日、色・臭い・その他項目を実施するとありますが、具体的には、どのような方法で管理されるのでしょうか。	原則、毎営業日、従業員の目視で浸透水溜池にある水を確認します。また、必要に応じて写真撮りを行い、色や臭いの変化（異常察知）で、水質の変化を予測します。 また、京阪グリーンの研修活動として、産業廃棄物が原因で汚染した排水の画像や動画で確認を行っております。 これらの研修や経験則から目視によるモニタリングでも、水質に異常が確認できなければ、結果として水質が悪化していることはありません。	目視だけで判断できないものがある。目視で判断できないものをどうチェックするのか。 現実的には目視しかない。毎日状態を見るのは目視は普通だと思うが、他に方法があるのか。 過去に目視でどのような場合に異常が発生したのかわかるのか。 濁り、泡、色、臭い、汚泥の状態確認がある。 目視確認する従業員は知識が必要で、資格とかあるのか。廃棄物施設管理者なんかあったが、規模によってはいない。どんな力量をもった人がやるのか。 しっかりと目視確認できているを見るには、やはり立入調査できるという事が非常に大事だと思う。立入権利は必要である。 立入、情報公開とか地元と取り決めておく公害防止協定を締結するのは普通である。	⑱-1、水質確認は有識者や有資格者等どのような人材を配置させますか。 ⑱-2、浸透水溜池において、PFASによる汚染レベルを目視や臭いで確認する方法について説明してください。	目視モニタリングについて、定期的に住地域民の同行による実施を要望する。
F	⑱	⑱-1、水質確認は有識者や有資格者等どのような人材を配置させますか。	最終処分場技術管理士を長とし、研修を修了した者が日々の目視点検を行います。 また、水処理施設に水質の管理システム（有機汚濁モニターUV計）を付帯させる計画になっています。これは24時間無人で監視を行い、社内基準値を超えると自動で水処理施設が稼働する設計を行い、排出基準値を満たす水質に処理してから放流するものです。			
F	⑱	⑱-2、浸透水溜池において、PFASによる汚染レベルを目視や臭いで確認する方法について説明してください。	現時点では、PFASについて目視や臭いで濃度を確認できません。よって、定期的に水質検査機関に分析を依頼することになると考えています。検査回数は「水道法施行規則」に準拠し、概ね3ヶ月に1回を予定、計画します。			
F	⑱	⑱ 要望事項	（要望回答） 本件事業用地内には、危険な重機や建設機械、その他構築物、設備が多くあり、地域住民様が立ち入る際は、安全性を重視した一定のルール策定が必要であると考えますので、これが担保できる限りにおいて、モニタリングの同行は可能であると考えます。			

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年10月追加質問等に対する回答書内容を記載済み）

	質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）
F	①9	「水の色・臭い・その他異常がないかモニタリングを実施します。」と記載していますが、同記述は、何か水質検査項目を示しているものではありません。「その他異常がないか」とは、例えば、「浸透水溜池に何か浮いていないか。」であるとか、溜池の通常の状態と異なるかという観点で記載しております。	モニタリング時に異常値がでたらどう対応するのかを知りたい。 水質悪化が予測される場合とはどういう場合なのか。具体的に聞いたかどうか。 浸透水の異常の事前の予測できないのではないか。 農業用水のモニタリングはどうするのか。測定の義務はない。 水稲を汚染する物質はカドミウムくらいしか聞いたことがない。水銀でも大丈夫だった。 埋立土で問題になった鉛はどうか。 昔の水道管に使われていたし簡単に水に溶けない。 農業用水と水道原水と一緒にではないのか。 関連会社で実際にあった問題をどう解決したのを知りたい。	①9-1、目視モニタリングで異常があった場合どう対応されますか。 ①9-2、目視モニタリングで過去にどのような異常が発見されましたか。	未検討（追加質問の回答を考慮して検討する）
F	①9	まず、浸透水の水質簡易テストを実施し数値を確認します。結果状況により、正確な数値を検査するため、検査業者に検体を送付し水質検査を実施します。同時に、水処理施設が稼働しているか確認し、放流水の水質保全確認を行い、モニタリングを継続します。 水質検査の結果を踏まえ、自社目標基準値を超えているようであれば、行政への報告、搬入中止、原因となる廃棄物の除去等、更なる対応を実施します。			
F	①9	浸透水に泡の発生を確認したことがありました。その間においても水処理施設を稼働していたことから活性炭吸着させることによって放流水の水質を維持させています。同時に水質検査業者に分析を依頼、原因物質が界面活性剤であり発生源がゴルフ場で散布された薬剤が雨水と共に処分場内に流入したことが原因と判明したことから、ゴルフ場側に当該薬剤の使用を中止してもらうよう依頼し、改善しました。			
F	②0	毎営業日に実施される測定結果は、どのような形で公表されるのでしょうか。	毎営業日はモニタリングチェックのみです。水質の悪化が予測される場合にのみ水質検査を行い、記録します。当該記録は、それぞれ開示のルールを事前に策定した上で、関係当事者に開示させていただく予定です。	②0-1、水質悪化が予測される場合とは、どのような事を言いますか。 ②0-2、関係当事者とは誰のことを指しますか。	未検討（追加質問の回答を考慮して検討する）
F	②0	②0-1、水質悪化が予測される場合とは、どのような事を言いますか。	関係当事者は県だけか。地域住民は含まれるのか。 水質悪化が予測される場合が分からない。 法律で規定がない事をしてもらうなら協定書は必要である。 協定の法的拘束力はどうか。 民事上の責任はある。		
F	②0	②0-2、関係当事者とは誰のことを指しますか。	調整池の目視、臭いの点検、水質管理システムでの水質数値確認等を実施し、平常と異なる場合（異常値）は、水質の悪化があると予測して対応します。		
F	②0	上記②0-2と同様の回答となります。			

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年10月追加質問等に対する回答書内容を記載済み）

	質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）	
その他（G）	⑳	事業開始後、事業面積、埋立容量を拡大することはないでしょうか	事業開始は、廃掃法上の施設設置許可及び処分業許可を取得した後になりますので、当該許可の範囲にて本件事業を実施します。現時点において、本件事業規模を拡大する予定はございません。 ただし、埋立許可容量の10%未満の増量は、廃掃法上、「軽微な変更」にあたり「許可を要しない。」という規定になっており、この分の増量は考えられます。仮に、当該増量を実施する場合においても、あらゆる観点から検討を行い、地元住民様及び行政庁を含め、関係各所に確認の上、実施すべきであると考えております。	25000㎡以上になるとどうなるのか。 質問の意図はさらに事業を拡大する可能性があるかどうかを質問した。法律で認められている増量について質問したわけではない。 10%の基準を超えたら新規と一緒に。 最後に、増量する場合は関係各所に確認の上、実施すると書いているので問題はないと思う。 地元説明会ではこんな説明はなかった。	なし	廃掃法の手続きになるため、審議対象とはしない。
G	㉑	施設の維持管理を適正に行うためには十分な資金が必要です。この事業計画のために新会社を設立したとのことですが、5年間の安定型産廃の埋立処分事業で十分な利益が得られますか。	事業収入及び事業経費（事業計画費用、工事費用、維持管理・運営費用及び事業廃止に至るまでの維持管理費用・予備費等）を試算した上で事業計画を立案しており、本件事業計画において十分な利益は確保できると試算しております。	この規模の安定型で計画通りの投資をして利益があるのだろうか。 施設はずっとあるので維持管理できるのか。 土木工事、水処理費用、人件費などずっと費用がかかり続ける。 もし、閉鎖後に問題が起きて、事業者がいなかったらどうなるのか。 損害賠償の一時的な責任は土地の所有者が負うことになる。 事業経費は5年後以降のものが入っているのか。	㉑-1、事業スケジュールを含んだ事業収支計画書を提出していただけますか。 ㉑-2、事業廃止した後にこの事業による汚染水が確認された場合、それに対する対処法を教示ください。	未検討（追加質問の回答を考慮して検討する）
G	㉒	㉑-1、事業スケジュールを含んだ事業収支計画書を提出していただけますか。	事業スケジュールにおいては、既に、本件事業計画立案当初に想定していたものより大幅に遅れている状況です。また、本件事業計画の詳細が確定していない状況で事業収支を開示することは適切ではないと認識しています。 また、本件事業計画においては、廃掃法上、許可権者によって「事業を継続的かつ適正に運営できる財務的能力を有しているかを審査」される予定です。			
G	㉓	㉑-2、事業廃止した後にこの事業による汚染水が確認された場合、それに対する対処法を教示ください。	上記㉑-3と同様の回答となります。			